

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習として次のとおり指定した。

令和2年（2020年）4月22日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 研修及び講習の名称 クリーニング師研修及び業務従事者講習
- 2 主催者 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 3 研修及び講習の種類
 - (1) 第1型・・・クリーニング師又は業務従事者が出席して受講するもの
 - (2) 第2型・・・通信制で行うもの
- 4 研修等の開催月日、会場名、受付期間等
 - (1) 第1型研修等の開催月日及び会場名
 - ア 令和2年7月12日（日） 旭川市勤労者福社会館
 - イ 令和2年9月13日（日） 北見市民会館
 - ウ 令和2年10月18日（日） 小樽市公会堂
 - エ 令和2年11月15日（日） 札幌市産業振興センター
 - (2) 第2型研修等の受付期間等
 - ア 第1回
 - (ア) 受付開始年月日 令和2年9月14日
 - (イ) 受付締切年月日 令和2年10月16日
 - (ウ) レポート提出締切年月日 令和2年11月30日
 - イ 第2回
 - (ア) 受付開始年月日 令和2年11月16日
 - (イ) 受付締切年月日 令和2年12月18日
 - (ウ) レポート提出締切年月日 令和3年1月29日
- 5 受講料
 - (1) クリーニング師の研修 1人 5,000円
 - (2) 業務従事者の講習 1人 4,500円
- 6 申込先 公益財団法人北海道生活衛生営業指導センター
(札幌市中央区大通西16丁目2番地)